

設計図書等に関する質問書兼回答書

提出日	令和 8 年 6 月 18 日
事業者名 (HP 掲載時は非公表)	

開札日	令和8年6月29日
入札番号	第2号
案件名	鹿沼運動公園野球場LED照明設備賃貸借事業

質問内容	鹿沼市回答(回答日: 令和8年6月19日)
<p>指名通知書-7 において、長期継続契約の該当が示されております。本事業の性質に鑑み、万一中途解約が発生した際には、解約の時点において事業期間全体における残金を御支払頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、賃貸借契約書の雛型を御提示願います。</p>	<p>そのご認識で構いません。</p> <p>解約については契約書には以下の内容の通り記載する予定です。また契約書は、落札事業者のひな形の使用を基本とし、協議の上作成します。</p> <p>長期継続契約に係る解約特約</p> <p>地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約については、契約締結日に属する年の翌年度以降において、当該リース契約に係る歳出予算の削減があった場合に当該リース契約の変更または解除をすることがある。したがって、次に記載する条文を契約書に加えること。</p> <p>(予算削減に係る契約の解除等) 第〇〇条</p> <p>甲は、翌年度以降の歳入歳出予算に係る議決において、乙に支払うべき賃借料 について減額又は削除をする旨の議決があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。</p>

	<p>2 前項の規定により、甲がこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、甲にその損害の賠償を請求することができる。この場合における損害額は、甲と乙が協議して定めるものとする。</p>
<p>仕様書 P.3-10-⑦並びに添付参考資料『鹿沼市入札参加資格者名簿』が示されております。本事業の施工役割として、本名簿に記載の企業を選定しなければならないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、市外業者選定理由書の記載における 市長が認める特別の事情 とは、どのような事情が該当いたしますか。複数例をご教示願います。</p>	<p>当市としては、地域経済の活性化の観点から、本名簿に記載の企業を優先的に選定することが原則望ましいと考えております。</p> <p>特別の事情とは、以下の理由等が考えられます。</p> <p>例 事業の目的を達成するために求められる品質水準や安全基準を満たす施工実績、または認証・資格等を持つ業者が市内に見当たらない場合。</p> <p>市外業者が、市内業者と比較して著しく安価であり、かつ品質、安全性、アフターサービス等が同等以上で確保されている等、経済合理性において市外業者を選定することが当市にとって明らかに有利であると認められる場合。</p> <p>特定の製品やサービスが、特定の市外業者(またはその指定代理店)によってのみ提供されており、代替が困難である場合。</p>
<p>社会情勢、経済情勢、感染症蔓延 等、事業者の責に帰さない事由により期間や費用に変更が生じる場合、要する期間や費用について別途協議を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>その際は別途協議致します。</p>
<p>事業者の選定したメーカーやサプライチェーンの生産状況逼迫等の事由により期間に変更が生じた場合、要する期間について別途協議を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>その際は別途協議致します。</p>
<p>仕様書 P.3-10-③、既設設備の改良措置等に関する費用については別途協議とする旨、ご記載がごございます。既存照明塔並びに金具や配線等の経年劣化、既存器具 PCB 含有等、既設要因により期間や費用に変更が生じる場合、その対応に要する期間や費用に</p>	<p>そのご認識で構いません。</p>

<p>については別途協議の上、御精算を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>仕様書 P.4-13 賃貸借料支払条件 において年度末請求の御記載がございます。年度頭請求、若しくは月毎請求への御対応は可能でしょうか。</p>	<p>月毎請求の対応は可能です。</p>
<p>仕様書の御差替により器具光束 120,000 lmの要件が削除となっております。フライが上がった際等への対応の為、空間用投光器 16 台以上が必要と存じますが、本事業に含めるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業においては、JIS 規格(JIS Z 9127-2020))硬式野球クラスⅡの内野 750lx、均斉度 0.6、外野 500lx、均斉度 0.5 を満足することが最も重要な設計基準となりますが、ご指摘の「フライが上がった際等への対応」を含め、利用者にとって十分な視認性と安全性、快適なプレー環境を確保するため、器具光束の要件に代わり、上記 JIS 規格で定められた照度水準を、最も効率的かつ経済的に満たす最適な投光器の選定と配置設計をご提案いただきたいと思います。具体的には上記 JIS 規格 4.2.6 空間照度 の項目をご参照ください。</p> <p>したがって、総合的な性能を最大限に満たせる設計であれば、その台数に制限を設けるものではありません。貴社にて最適な台数と配置をご提案ください。</p>
<p>仕様書 P.1-3事業内容、③新たに設置する賃貸借物品に係る設備の管理について記載がございます。その費用については設計書の乙-2.2 電気設備工事費内に含むものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのご認識で構いません。</p>
<p>仕様書 P.2-9 現況機器、現況:1KWランプ168灯、照明塔4塔との記載がございます。既設設備の撤去には電撃殺虫器を含まないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>電撃殺虫器の撤去は不要と考えています。</p>
<p>仕様書 P.3-10-③において、措置に要する費用は別途協議する旨記載がございます。これは、履行期間の変更や工事期間の変更協議も含むという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのご認識で構いません。</p>

<p>仕様書 P.4-15 のうち、提出書類⑤⑥について、照度測定及び絶縁・導通試験は施工完了後のみの実施と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのご認識で構いません。</p>
<p>賃貸借事業者が契約者となる場合、当該契約者からの監理技術者配置を必要とせず、施工役割を請負う企業が監理技術者を配置すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのご認識で構いません。</p>
<p>仕様書5-②において、賃貸借開始の取扱いに関する御記載がございます。本事業で設置するLED照明は、その全数を令和9年3月1日、若しくは事前に定められた前倒し日より同時に賃貸借開始するものとし、部分使用の予定はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>部分使用の予定はありません。</p>
<p>部分使用を予定する場合、部分使用開始から賃貸借期間開始までの期間は動産総合保険の付保期間外となるため、事業者の責めに帰すべき事由でない場合の不具合に対する修繕や交換等は、費用含め貴市にて御負担をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>部分使用の予定はありません。</p>

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課(keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp)に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口を持参することも可能です。
- 2 データで提出する際は、原則 Word 形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。